

暮らしの相談、悩み、心配事ありませんか？

暮らしの相談員は、日常の生活で困っていることや悩み事の相談にのっています。また、消費生活、虐待、配偶者による暴力などの相談に対しても、関係機関と連携を取り、最後までサポートさせていただきます。

今回は、商品サービスの契約におけるトラブルや悪徳商法などの被害でお困りの方の具体的な対応内容をお知らせします。過去に、町内でもLED電球や浄水器などを法外な値段で売りつける訪問販売の被害がありました。万が一、不本意な契約をしてしまった場合は、クーリング・オフ制度の手続きを暮らしの相談員がサポートします。



クーリング・オフとは

消費者が訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合、強引な勧誘で自分の意思がはっきりしないのに契約を結んでしまうことがあります。このような場合に消費者が頭を冷やして考え直すために導入されたのが「クーリング・オフ制度」です。法律で定められた一定期間内であれば、消費者は申し込みの撤回や契約の解除をすることができます。

クーリング・オフをするには条件があります

- 契約をしてから「8日間以内」

契約書を持っていない、契約書にクーリング・オフの告知がない、契約書に不備がある、クーリング・オフを妨害された場合は、8日間を過ぎてもクーリング・オフができます。

- 営業所以外の場所での契約

契約した場所が営業所でも、路上で呼び止められて営業所に連れていかれた場合や目的を告げられずに電話などで呼び出された場合はクーリング・オフができます。

- 金額が3千円以上

3千円未満でも、まだ支払いをしていない場合はクーリング・オフができます。

- 法律で指定された商品・権利・サービス

クーリング・オフが可能な商品・権利・サービスは特定商取引法で定められています。他の法律や規定によるものもあります。

クーリング・オフは、はがきでできます

はがきに契約年月日、販売会社名、担当者名、商品名、契約金額などの必要事項を記入し、契約を解除する旨を通知することでクーリング・オフができます。記録が残るように両面のコピーをとって保管し、「特定記録郵便」や「簡易書留」などで送付しましょう（契約金額が高いなど内容によっては内容証明郵便の方が確実です）。クレジットで契約した場合は、クレジット会社にも通知しましょう。



★暮らしの相談員へのご相談は下記へご連絡ください。



	相談員	窓口相談受付日時	連絡先
保健センター	神谷和夫氏	月・火・木 9時～16時	080-6085-2262
ぬくもりセンター	渡邊輝夫氏	月・水・金 9時～16時	080-6085-2263